

## 外国債券に関する業務規程の特例の施行規則

(昭和55.10.1実施)

(目 的)

第1条 この規則は、外国債券に関する業務規程の特例(以下「外国債券特例」という。)に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

(平成4.7.13、14.4.1変更)

(同一値段の呼値の順位)

第2条 外国債券特例第5条第2号に規定する同一値段の呼値の順位は、呼値ごとに数量の多い呼値(数量が同じであるときは、呼値の注文控(以下「板」という。)への記載順序が先順位の呼値)が少ない呼値に優先する。

(平成15.1.8、18.1.10変更)

第3条 削 除(平成15.1.8変更)

(対当させる場合の呼値の順位)

第4条 外国債券特例第6条第1号に規定する対当させる場合の順位は、同特例第5条に規定する呼値の順位とする。

(平成15.1.8、18.1.10変更)

(約定値段を定める場合の合致数量)

第5条 外国債券特例第6条第1号cの(b)に規定する当取引所が定める他方の呼値の数量は、当該銘柄の売買単位の数量以上とする。

(平成10.12.1、14.4.1、15.1.8変更)

(呼値に関する事項)

第6条 外国債券特例第7条第5項の規定により、外国債券の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

a 売買の種類指示

呼値を行うときは、売買の種類を指示するものとし、指示のない呼値は、普通取引に係る呼値とする。

b 成行呼値の禁止

当取引所は、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値を禁止することができる。

c 呼値の効力

板呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。

d 気配表示による呼値の周知

当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は当取引所が必要と認めたときは、当取引所が定める方法による一定の表示(以下「気配表示」という。)により、その存在を周知するものとする。

e 気配表示を行う時期等

前dの気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

f 気配表示の更新

dの気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、30銭幅以内の値段をもって更新することができる。

g 認定気配値段の表示

当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の金融商品取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、当取引所が定める方法により一定の表示を行うものとする。

(2) 外貨建外国債券

前号の規定を準用する。この場合において、同号f中「30銭幅以内」とあるのは「0.30ポイント幅以内」と読み替える。

(平成9.11.26、10.6.24、10.12.1、11.10.1、12.9.4、14.4.1、15.1.8、18.1.10、19.9.30変更)

(円貨建外国債券の売買単位)

第7条 外国債券特例第8条第1号に規定する円貨建外国債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。

(平成12.9.4、15.1.8、18.1.10変更)

(当取引所が指定する外国為替相場等)

第8条 外国債券特例第9条に規定する当取引所が指定する外国為替相場とは、約定日(約定日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日)における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値をいう。

2 外国債券特例第9条の規定による売買代金の本邦通貨への換算において、円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(平成12.9.4、14.4.1、15.1.8変更)

(板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱い)

第9条 外国債券特例第10条に規定する板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 様式

板の様式は、別表第2のとおりとする。

(2) 記載方法

a 板呼値の記載

板呼値の記載は、売り及び買い別の値段ごとに、取引参加者名(当取引所が定める取引参加者番号による。以下同じ。)、数量及び100万円券種呼値である旨の符号を、時間の先後が明らかとなる方法により行う。

b 受託時区分の表示

約定値段決定時前後の区分を表示する。

c 売買が成立した板呼値の記載方法

板呼値について、売買が成立したときは、次に定めるところにより、その記載を行う。

(a) 全部の数量が成立した場合

板呼値に対当した取引参加者名を記載する。

(b) 一部の数量が成立した場合

残存数量が事後において判読できる方法で板呼値に対当した取引参加者名及び数量を記載する。

(3) 記載事項の訂正

板呼値の数量の減少となる訂正又は板呼値の取消しは、取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により行う。

(平成10.12.1、12.9.4、14.4.1、15.1.8第10条を第9条に繰上・変更)

付 則

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

(平成10.2.9変更)

付 則

- 1 この改正規定は、昭和58年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 昭和58年7月における特別取引について、呼値を行うときは、翌月の第二土曜日を決済日として指定できないものとし、同翌月の第三土曜日を決済日として指定できるものとする。

付 則

この改正規定は、平成12年6月26日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年9月4日

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月8日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている外国債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

(注)「当取引所が定める日」は、平成20年1月4日

- 3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた円貨建外国債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第7条の規定の適用については、同条中「額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(変更)

[昭和58.8.1、59.5.1、60.9.17、60.10.1、62.1.5、63.7.8、平成4.7.13、9.11.26、10.2.9、10.6.24、10.12.1、11.10.1、12.9.4、14.4.1、15.1.8、18.1.10、19.9.30、20.1.4]

(別表第1)

$$\text{値 段} = \frac{[\text{償還価格} + \text{利率} \times \text{残存期間}] \times 100}{100 + \text{最終利回り} \times \text{残存期間}}$$

(注1) 最終利回りは、

$$r = \frac{[\text{利率} + \frac{\text{償還価格} - \text{約定値段}}{\text{残存期間}} \times 100]}{\text{約定値段}}$$

の算式によって算出された利回り(小数第4位以下を切り捨てる。)とする。

(注2) 値段及び最終利回りを算出する場合の残存期間は、残存日数(閏日を除外して計算する。以下日数計算について同じ。)を365日で除して算出するものとする。この場合の値段を算出する算式における残存日数は、売買契約締結の日の翌日から償還期日までの日数とし、最終利回りを算出する算式における残存日数は、決済日の翌日から償還期日までの日数とする。

(別表第2)板の様式

		銘柄	
( 売 呼 値 記 載 欄 )	( 値 段 )	( 買 呼 値 記 載 欄 )	
	( 値 段 )		
	( 値 段 )		
	( 値 段 )		

- (注) 1. 日別に作成し、その日付を記載する。  
 2. 同一用紙に記載できる銘柄は、原則として1銘柄とする。  
 3. 値段欄は、適宜、必要に応じて設ける。  
 4. 売呼値は右から左へ、買呼値は左から右に記載する。  
 5. 当日取引の呼値については、一定の表示により、普通取引の呼値と区分する。

(平成12.9.4、15.1.8変更)